

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 倫理規程

第1条（組織の使命及び社会的責任）

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）は、更生保護事業法第2条第3項に規定される一時保護事業及び4項に規定される連絡助成事業を行い、更生保護に関する事業の充実発展に寄与することにより、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を助け、犯罪や非行のない安全安心な社会の実現をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

第2条（社会的信用の維持）

本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条（基本的人権の尊重）

本会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

第4条（法令等の遵守）

本会は、関連法令及び本会の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

②本会は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

③役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

第5条（私的利益追求の禁止）

評議員及び役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

第6条（利益相反等の防止及び開示）

評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。

②本会は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を

講じなければならない。

第7条（特別の利益を与える行為の禁止）

評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。
②助成の対象事業を行うにあたり、理事、監事評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

第8条（情報開示及び説明責任）

本会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第9条（個人情報の保護）

本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第10条（連携）

本会は、更生保護関係者はもとより、国や地方公共団体と犯罪をした者等の円滑な社会復帰と地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現のために有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、地域住民等の理解と協力を得て、更生保護に関する事業の推進に努めなければならない。

第11条（研鑽）

本会の役職員は、更生保護に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第12条（規程遵守の確保）

本会は、必要があると認めるときは、評議員会の決議に基づき倫理委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第13条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規定は令和2年3月13日から施行する。